平成２５年（フ）第２５６号
愛知県豊田市東山町２丁目1051番地２　県営９―307号
債務者　岡田　幸夫
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５６号
青森県八戸市大字新井田字丑鞍森37番地24、前住所青森県八戸市大字田向字向河原46番地カーサリベルタＡ102
債務者　大石智加子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第５８号
山口県防府市大字高井711番地の１　県住Ｋ棟105号
債務者　吉野　一惠
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７３７号
名古屋市北区水切町５丁目69番地の２　サンハイツ杉栄102号、従前の住所名古屋市瑞穂区彌富通１丁目２番地の２　クリーンあらたま502号
債務者　下江佑加利
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７１１号
大阪市東淀川区豊里２丁目25番３号　北淀宝ハイツベゴニア312号、前住所大阪府吹田市天道町17番５号
債務者　廣田喜久子
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０３６号
大阪府茨木市沢良宜西１丁目18番11号　グリーン平尾302号
債務者　荒木　映二
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０３７号
大阪府茨木市沢良宜西１丁目18番11号　グリーン平尾302号
債務者　荒木久美子
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０５４号
大阪府高槻市大蔵司１丁目７番１号　１棟211号
債務者　小原ゼミナールこと　小原　　敬
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０７０号
大阪府豊中市桜の町３丁目20番22号
債務者　川上亜由美
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０９２号
大阪市生野区桃谷４丁目６番４号
債務者　吉永　佳代
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１０３号
大阪府高槻市奈佐原２丁目８番８―203号
債務者　大橋　展夫
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１９７号
大阪市中央区島之内２丁目４番34号　エクセルライフ島之内311
債務者　阪本明子こと　金　　明順
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３４５号
大阪市住吉区我孫子２丁目４番20―102号
債務者　勝間　敏生（旧名敏夫）
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３５０号
大阪市此花区桜島３丁目６番８―208号
債務者　塚原　信子
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３６２号
大阪市城東区関目１丁目11番12―307号
債務者　大西　秀美
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３９１号
大阪府八尾市本町６丁目２番35号
債務者　寺尾　和子
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４０２号
大阪市東淀川区豊里３丁目１番９号　グランドハイツ豊里103号
債務者　坂井美智代（旧姓井貝）
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部